

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書

サービス利用者（以下「利用者」という。）と柏崎市東地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメント」という。）を実施するため、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 センターは、介護保険法及びその他の関連法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」という。）を作成するとともに、このケアプランに基づいて適切な介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の満了日 利用者の要支援認定の有効期間の満了日（令和 年 月 日）

- 2 契約満了日までに、利用者からセンターに対し、契約終了の申し出がない場合には、有効期間満了日までこの契約は自動更新することとし、その後についても同様とします。

（ケアプランの作成）

第3条 利用者がケアマネジメントを利用する場合は、センターがケアプランを作成します。この場合において、センターは、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業者にケアプランの作成を委託することができます。

- 2 センターは、介護保険法に定める介護支援専門員又は保健師その他ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「介護支援専門員等」という。）を担当者として選任し、適切なケアマネジメントの実施に努めます。
- 3 センターは、ケアプラン作成にあたり、次の各号に定める業務を行います。
 - (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - (2) 利用者の居宅のある地域におけるサービス提供事業者等の提供内容及び利用料に関する情報を利用者及び家族に適正に提供します。
 - (3) ケアプランの原案を作成し、ケアプランの目標、達成時期、提供上の留意点等を明記します。
 - (4) 前号で作成したケアプラン原案について、予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業の該当の有無を区分し、介護予防サービス等の種類、内容等を明記して利用者及び家族に説明し、利用者から同意を受けてケアプランを完成します。

（ケアプラン作成後の便宜の供与）

第4条 センターは、ケアプランに定めた介護予防サービス等の実施状況の把握を行い、ケアプランの変更、サービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

- 2 センターは、ケアプランに位置づけた支援の期間が終了するときは、その達成状況に

ついて評価します。

- 3 センターは、利用者の意向を踏まえ、要介護・要支援認定申請等必要な援助を行います。

(利用者負担金)

第5条 ケアマネジメントの提供に係る費用については、厚生労働大臣又は柏崎市が定める基準によるものとし、当該ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担金はありません。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、センターに対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解約されます。

- 2 利用者は、ケアマネジメントを受けるに当たり、センターの著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず直ちにこの契約を解約することができます。

(センターの解約権)

第7条 センターは、利用者またはその家族等がこの契約を継続し難いほどの著しい不信行為をなし、改善の見込みがないため、この契約を継続することが困難になった場合、利用者に対して理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第8条 次のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があった場合
- (2) 第6条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- (3) 第7条に定めるセンターからの解約の意思表示がなされた場合
- (4) 次のいずれかに該当することにより、ケアマネジメントを提供することができなくなった場合

ア 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)または要介護(1～5)認定となったとき。

イ 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなったとき。

ウ 利用者が死亡若しくは介護保険の適用除外施設等への入所又は柏崎市外へ転出により柏崎市の介護保険被保険者としての資格を喪失した場合。

エ 利用者がセンターの通常の担当区域外に転居し、センターにおいてケアマネジメントの継続が困難であると見込まれる場合。

(事故発生時の対応)

第9条 センターは、利用者に対するケアマネジメントにより事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(損害賠償)

第10条 センターは、ケアマネジメントの実施に当たり、センターの責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者又は家族に重大な過失がある場合には、この限りではありません。

(苦情対応)

第11条 利用者は、ケアマネジメントに関して苦情があるときは、センター、柏崎市等に対して、苦情を相談することができます。

2 センターは、ケアプランに基づき提供された介護予防サービス等について利用者から苦情の相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、センターは、利用者が苦情を相談したことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

3 センターの苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。

4 センターは、苦情の処理に際しては、必要に応じて柏崎市に報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(記録の作成及び保存など)

第12条 センターは、ケアマネジメントの記録等を作成完了後、5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその複写を交付します。

2 センターは、第8条に定めた契約の終了に当たって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等にケアマネジメントの記録等の写しを交付します。

(守秘義務)

第13条 センターは、ケアマネジメントを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

2 センターは、前項の規定にかかわらず、サービス担当者会議及びサービス提供事業者等との連絡調整を行う場合に限り、ケアプランに位置付けられたサービス提供事業者、主治医及び柏崎市に対し、情報提供できるものとします。

3 センターは、前項に規定された以外で、個人情報を提供する必要がある場合には、別に同意を得るものとします。

(主治医等への情報提供)

第14条 センターは、サービス提供事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得た上で、主治医若しくは歯科医師または薬剤師に提供するものとします。

(契約外条項)

第15条 介護保険法及びその他の関連法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者とセンターの協議により定めることとします。

上記契約の証として、本契約書を2部作成し、利用者及びセンター記名押印の上、それぞれ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(利用者) ご住所
お名前 印

(代理人又は立会人)
※選任した場合 ご住所
お名前 印

(センター) 事業者 医療法人立川メディカルセンター柏崎厚生病院
代表者職氏名 病院長 松田 ひろし 印
センター所在地 柏崎市大字善根 6 7 6 9 - 1
担当者名 柏崎市東地域包括支援センター